

Title	前期幼稚舎史稿(上)
Sub Title	First period in the history of Yochisha (Keio elementary school)
Author	吉田, 小五郎(Yoshida, Kogoro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1954
Jtitle	史学 Vol.27, No.2/3 (1954. 5) ,p.147(245)- 198(296)
JaLC DOI	
Abstract	私は曩に、本誌第二十四巻第二・三合併號に「草創時代の幼稚舎」と題し、明治七年から同二十五年に至る舎史の大要を述べた。今回は、それに引きつゞき、明治二十五年以降大正八年に至る期間を假に「前期幼稚舎」と名づけ、その概要を記すことゝした。私が特に「前期幼稚舎」と呼ぶのは、この期間の主任者が何れも福澤先生の息のかゝつた人々であり、従つて舎内の空氣に福澤先生が溶けこみ生きてゐたかに思はれる。従つて其の後、即ち大正八年以降の幼稚舎とは明確に區別して然るべしと考へたからである。然し一貫した「幼稚舎史」の一部としては極めて不完全なもの故、「稿」の一字を添えて發表することにした。猶ほこゝでは將來通史を編む場合當然省略せらるべき基礎的な史料を幾つか「附録」として添えることゝした。本稿でも前例に倣ひ、福澤先生の外は一切敬称を省略した。
Notes	慶應義塾史研究特輯
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19540500-0147">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19540500-0147</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 前期幼稚舎史稿（上）

吉田小五郎

私は曩に、本誌第二十四卷第二・三合併號に「草創時代の幼稚舎」と題し、明治七年から同二十五年に至る舎史の大要を述べた。今回は、それに引きつゞき、明治二十五年以降大正八年に至る期間を假に「前期幼稚舎」と名づけ、その概要を記すこととした。私が特に「前期幼稚舎」と呼ぶのは、この期間の主任者が何れも福澤先生の息のかゝつた人々であり、従つて舎内の空氣に福澤先生が溶けこみ生きてゐたかに思はれる。従つて其の後、即ち大正八年以降の幼稚舎とは明確に區別して然るべしと考へたからである。然し一貫して「幼稚舎史」の一部としては極めて不完全なもの故、「稿」の一字を添えて發表することにした。猶ほこゝでは將來通史を編む場合當然省略せらるべき基礎的な史料を幾つか「附録」として添えることとした。

本稿でも前例に倣ひ、福澤先生の外は一切敬稱を省略した。

### 和田舎長の長逝とその前後

明治二十五年一月十五日、初代の幼稚舎長和田義郎が逝去して、翌二十六年四月末、坂田實が舎長の椅子を襲うまで約一年間の空隙は從來甚だ明瞭を缺いてゐた。これまで幼稚舎は「慶應義塾の分枝」（初期の規則書による）なりとはいへ

全く和田個人の私塾に等しかつたから、和田が發病後僅かに五日にして急逝した時は、内外共に相當周章をたものゝやうである。彼が發病間もなく主侍醫松山棟庵の外に福澤先生は、小泉信吉、小幡篤次郎と相談の結果、大學(帝大)よりベルツ博士 *Bäitz Erwin* (1844~1913) を招んだ。當時ベルツの診察を請うといふことは人事の最全を盡すといふに外ならなかつたのである。

(淺見貞之進日記、今日岩波文庫刊の「ベルツの日記」にその記載はないが、多分翻譯の際省略されたのであらう。)

和田の法號は俊學院教譽智淵義雄居士、同十七日芝増上寺に於て葬儀は盛大に執行された。會葬者約二千名、(明治二十五年一月十九日時事新報) 墓所は大崎の本願寺、碑文は福澤先生の撰にかゝる。舎生は全國より小石を持ちよつて墓域に納めた。(本願寺は今日常光寺、福澤先生と同じ墓地内にあり)

滿舎は和田の急逝によつて悲しみに沈んだが、福澤先生は、和田の死後十日目初めて授業を開始した一月二十五日、幼稚舎の生徒に向つて左の如く訓辭した。

和田君の不幸は實に言語に絶えたる次第、滿舎の諸君の愁傷は申すまでもなく、老生などは三十年來諸君の未だ生れざる前よりの親友にして、交情相變らざること一日の如くなりしに、存じも寄らず此不幸に逢ひ、愁傷も通過ぎて唯夢の如きのみ、次第に日を経るに従てますく淋しくなることならん、老餘の落膽御察しありたし、扱逝く者は追ふ可らずとして當幼稚舎の事は逝者の志を繼で永く維持せざる可らず、其法は難きに似て難からず、幹事早川氏は従前の通りに舍務一切を引受け、教場の事も舊の如く佐竹(○保太郎)高力(○久也)二氏の專任にして諸教員と共に力を合せ、會計は酒井(○良明)氏の司る所にして奥さん(○和田未亡人)も亦相替らず此家に住居して佛事家事の餘

暇には兼て手慣れたる幼稚生の養育に差圖することなれば、舍中の百事都て舊の如くにして遺憾なしと雖も、尙ほ事を鄭重にする爲め、前年幼稚舎より出身したる賤息一太郎捨次郎並に今泉秀太郎氏を相談役となし、追て其他にも相當の人を撰定する積りなれば、今後需用の事あるときは舎員と相談役と協議を盡して本塾員に謀り、老生も小幡（○篤次郎）氏も其儀に與る可し。

右の次第にして慶應義塾の幼稚舎は依然たる舊のまゝの幼稚舎なるが故に、學生諸子も亦依然として舊の如く勉強ありたし、又諸子の父兄より舎に預り置きし學資金は今度取纏めて三菱銀行に預け置くことにしたるよしなれば、是れも序の時に故郷へ文通ありたし、扱これより少々いやな小言を申さんに、今度の不幸に付暫く休學して今日より更に開舎したる處で、諸子の中に聊か横着心を催し、和田先生が無くなられたから少しはなまけても宜しからふなど思ふ者もあらば、大間達の沙汰にして決して相成らぬ事なり、教場の取締は以前の通りにて缺席を許さず、運動の爲めには體操もあり柔術もあり、學課の暇には運動場に遊戯して玉投も宜し相撲も苦しからず、身體を強くする方便とあれば之を留めざるのみか、唯大に勧めるのみにして老生の心には諸子が半死半生の色青ざめたる大學者となるよりも體格屈強なる壯年たらんことをこそ願ふほどの次第なれども、都て惡戯は止めにしたく、石を投げ、木の枝を折り壁に疵付けたり、落書したり、朋輩同志互に喧嘩して年少の者を泣かせるのみか、邸内往來の子女に悪口するなどは學生の身分にあるまじき卑劣なる振舞なり、凡そ是等の事實は見付次第に幹事並に其他の舎員が處分する筈なれども、老生も共に之を叱ることあるべし、故に今後幼稚舎生の取締は以前に異ならざるのみか一層やかましくなることなれば、學生諸子も決して油斷す可らず、但し老生は惡戯を叱る代りに折節は舎に參りて面白きお話しなどする積りなれ

ば諸子に於ても損得はなき筈なり。(時事新報、明治二十五年一月二十六日附)

和田亡き後暫く、幼稚舎は「共和政治」であつたと傳へられてゐる。(坂田實、義塾懷舊談、三田評論第二五七號、大正七年十二月一日發行その他)所謂「共和政治」の正體は何か、福澤先生の講話の中にも伺はれるが、又當時幼稚舎にあつて監督をしてゐた淺見貞之進はその日記一月十八日の條に次のやうに記してゐる。

今般和田先生物故セラレタルニ付和田家ト幼稚舎ヲ分離シテ後來同舎ヲ繼續スベキモノ、役割左ノ如シ  
福澤先生、小泉信吉君及小幡篤次郎君ヲ黒幕ノ相談役トシ

今泉秀太郎、福澤一太郎、福澤捨次郎ヲ評議員ニ定メ、早川政太郎ヲ監事、酒井良明ヲ會計主任トス、而シテ舍内ハ従前ノ通り授業シ當時五名ノ監督ヲ以テ舍内監督及舍務ヲ取扱フ其役割ハ

鈴木捨喜志 庶務

北島重太郎

會計

淺見貞之進

般尾榮太郎 記録掛

井口槌太郎 各務補助

佐武保太郎 高力久也 早川政太郎ノ三名ヲ勞務掛トス

和田逝去後の所謂「共和政治」なるものはこれによつて明らかになつた。又和田の急逝は後の帳簿整理に甚だ困難を感じたらしく、翌二十六年一月、その衝に當つたものがその整理の経緯を審かに記して「會計摘要」なる半紙綴の一冊

子を作つた。その中に左のやうな一節がある。

會 計 (負債)

福澤先生、小泉信吉君岸幹太郎君の立會により、和田家より幼稚舎を譲受たるは明治廿五年第一月卅一日なり、而して當時の契約にて幼稚舎の名義及び什器、書籍等(家は本塾の所有なれば此限りに非ず)一切の報酬として金貳千圓を五ヶ年賦を以て和田家へ拂其間年壹割貳分の利子(一ヶ月ニ貳拾圓宛)を和田家へ入るゝことゝなりしも、廿五年十二月塾長小幡先生との協議により同年末幼稚舎より和田家へ對し、その負債を返却することゝなりしも、當時當舎には漸く金壹千圓の積置金丈けありしを以て、是を以て和田家へ返却し、當本塾より金壹千圓を借入れ是を以て殘債を和田家へ返却せり、故に廿六年よりは當舎は本塾に對し壹千圓の負債あり。

資 産

建物、地所を除き什器、書籍、疊、建具、是等は皆な本舎の資産に屬す。

以上によつて幼稚舎が會計上からいふも慶應義塾から獨立した和田の私塾であつたことが了解される。和田の未亡人は翌二十六年四月末、坂田の就任するまでは幼稚舎内に住居し、その後演說館後の家に移つた。

兎に角、早川政太郎が幹事と稱し、中心となつて約一年間幼稚舎を維持經營したのである。恐らく和田の經營方針をそのまま踏襲したのであらう

早川政太郎略歴、早川氏は、小倉小笠原藩士早川種右衛門の子息、元治元年四月小倉に生れた。明治七年四月和田塾に入り、十六年七月卒業、福澤先生に愛され、直ちに幼稚舎々監となる。和田義郎歿後、主として幼稚舎の經營に當

る、翌二十六年辭して仙臺に至り、實業家として立ち、外國輸出品製造及牧畜業を營み、後千代田生命保險會社支部長となり、大正八年十二月逝去す、享年五十有七、(墓碑銘による)

なほ明治二十六年五月頃、東宮(大正天皇)御臨場の噂があつたが、それは實現しなかつた。(淺見貞之進日記五月二十日附)

### 舎長坂田實の時代

#### 一

所謂「共和政治」下にあつて、幼稚舎の教員は多少緊張を缺いた感がある。(淺見日記) 敏感なる福澤先生は恐らく夙くこれに氣づいて、舎長としての適任者の物色を急がれたのであらう。そこで幹事早川氏辭して仙臺に去り、坂田實が正式の舎長に就任した。

坂田實の略歴、坂田は安政五年岡山縣備中國川上郡日里村に生れ、變り種子の漢學者坂谷朗盧の甥に當る。十六歳にして上京し、箕作秋坪の塾に入り、明治八年更に慶應義塾に入學す、十年の暮卒業し十三年まで同塾に教鞭を執る。十四年より十九年まで岡山中學校長と同師範學校との兼教頭となつた。居ること四年にして職を辭し上京し、後神奈川県津久井郡長となつたが、僅かに半年にして辭し、明治二十六年幼稚舎長となり、三十年辭して時事新報社に轉じ、更に日本銀行に入り、後豊國銀行に移り、専務取締役となつた。昭和四年十二月二十四日逝去した。(この項主として明

治四十二年六月實業之世界社發行「慶應義塾出身名流列傳」による)

坂田の幼稚舎長在任は明治二十六年四月から同三十年多分十月までとあつたらう。

二

坂田が就任早々、時事新報(五月十四日付)に幼稚舎の規則が掲載された。坂田の舎長宣言と見るべきである。左の通り、

慶應義塾幼稚舎規則大要

- 一、當舎ハ専ラ滿十歳以上十五歳以下ノ兒童ヲ教訓シ身心ノ發達ヲ助クルヲ期ス故ニ授業ハ平易懇篤ヲ主トシ起臥眠食ノ如キモ父兄ニ代リ丁寧親切ニ監督シ幼年ノ者ハ特ニ婦人ヲシテ之ヲ世話セシム
- 一、寄宿舎一ヶ月ノ諸費用ハ物價ノ變動非常ナル時ノ外平均九圓トス  
但此費額中ニハ菓子、油、炭、筆紙墨、洗濯、入湯常用履物等ノ諸費ヲモ含有ス
- 一、寄宿生ハ一切ノ需用品ヲ供スルコトナレバ金錢ハ勿論時計其他大切ノ品并ニ食用品等ヲ持タシムルヲ禁ズ
- 一、通學生ハ授業料、教場費、書籍料、作文習字畫學用紙、其他ノ雜費トシテ一ヶ月金貳圓十錢ヲ前納セシム
- 一、學科ハ英語學、英書譯讀、數學、和漢學、作文、習字、畫學、體操ノ諸科トス
- 一、英語學ハ特ニ英國教師數名ヲ雇入レ之ヲ受持タシム
- 一、入學ハ何時ニテモ妨ケナシ



又同じく明治二十六年六月改定の「生徒心得」なる一枚刷がある、左の如し。

生徒心得

- 一、毎日午前六時午後九時半ヲ以テ寄宿生起臥ノ常刻トス
- 一、寄宿生門限ハ  
五月一日ヨリ 午前五時午後七時トス  
八月卅一日マデ  
九月一日ヨリ  
四月卅日マデ 午前六時半午後五時トス
- 一、喫烟を禁ズ
- 一、寄宿生ハ許可ヲ得ズンテ邸外ニ出ツ可カラス
- 一、猥リニ邸内他人ノ構内ニ入ルベカラス
- 一、邸内ノ樹木ニ登リ或ハ之レヲ損傷スルヲ嚴禁ス
- 一、室内ヲ不潔ニスベカラス
- 一、寄宿生ハ金錢其他大切ナル物品ヲ所持ス可カラス
- 一、生徒全體ノ風儀ヲ壞亂スル言語動作ヲ固ク謹ムベシ
- 一、屋内ニ在ルキハ務メテ靜肅ヲ旨トシ自他ノ勉學ヲ妨グルノ動作アルベカラス
- 一、寄宿生ハ他人ハ勿論親戚朋友ト雖舍主ノ許可ヲ得スンテ室内ニ誘引スベカラス
- 一、一切ノ器具造作等ヲ破損スベカラス

- 一、凡テ遊具ハ舍主ノ許可ヲ得タルモノニ非サレハ用ユ可ラス 但許可ヲ得タル遊具ト雖モ休日又ハ舍主ノ承諾ヲ得タル日ニアラサレハ之ヲ用ユベカラス
  - 一、刀劔捧片其他危険ノ遊具ヲ弄ブベカラス
  - 一、猥ニ瓦石ヲ投スベカラス
  - 一、池中ニ遊泳スベカラス
  - 一、寄宿生ハ點燈後高聲ヲ發シ又ハ多人數一室ニ會スル等自他ノ勉學ヲ妨クルカ如キ事アル可ラス
  - 一、寄宿生ハ消燈後直ニ就眠スベシ
  - 一、正當ノ事由ナクシテ授業時間ニ遅レ又ハ無届ニテ缺席スベカラス
  - 一、通學生ハ出校歸宅片届出ノ手續ヲ怠ル可カラス
  - 一、通學生ハ猥リニ寄宿舎内ニ入ル可カラス
  - 一、右ノ外舎主又ハ取締ニ於テ不都合ト認ムル事項ハ更ニ禁止スルコトアル可シ
- 右ノ條々ヲ犯スモノアル片ハ舍主又ハ取締員ニ於テ其都度勸告ヲ與フルハ勿論萬一其勸告ヲ聽入レサルカ又ハ犯則幾回ニモ及フモノアル片ハ場合ニ依リ其趣ヲ父兄若クハ保證人ニ通知シタル上之ニ退校ヲ命スルコトアルベシ

慶應義塾幼稚舎

明治廿六年六月改定

右の生徒心得に「喫烟ヲ禁ス」といひ、「刀劔捧片其他危険ノ遊具ヲ弄ブベカラス」といひ、いかに緊張を缺いた時

代とはいへ、幼稚舎生にして之は隱當を缺くといふべきであらう。然し前誌(草創時代の幼稚舎)で既に記したやうに、規則と現實とは甚だ相違するのであつて、初期の幼稚舎に「始テ入社スルモノハ凡七年ヨリ十三年迄ヲ限リトス」といひ、今又この二十六年の規則書に「當舎ハ專ラ滿十歳以上十五歳以下ノ兒童ヲ教訓シ」云々とあるにかゝはらず、事實は全く之と相違するのである。明治七年以降二十五年に至る幼稚舎生の年齢表は既に記したが、更に二十六年以降明治末年に至る入舎時の年齢を表示すると次のやうになる。アラビヤ數字が人數である。(現存する入社名簿に依る生年より算出した。年齢は滿に非ず、數え年である。)

入舎年齢表(自明治二十六年至明治四十五年)

明治二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三
0	0	0	0	0	0	0	0
0	2	0	2	3	4	8	8
1	5	2	8	3	4	6	6
2	3	4	7	5	10	7	7
4	4	11	7	8	6	4	9
7	3	9	15	16	3	20	22
6	4	11	12	20	6	4	18
7	4	11	18	11	3	4	12
14	16	21	17	10	1	3	4
10	18	19	14	12	1	1	2
3	3	10	9	4	1	0	0
3	3	10	9	4	1	0	0
0	1	2	0	1	0	0	0

年齢 六才 七才 八才 九才 一〇才 一一才 一二才 一三才 一四才 一五才 一六才 一七才

三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
7	8	2	4	10	19	16	20	10	17	17	12
9	16	12	21	37	31	41	42	40	38	33	26
14	8	8	14	16	16	13	5	11	5	8	7
16	10	9	13	18	20	6	10	1	7	18	6
4	12	20	11	5	17	16	12	6	10	13	11
20	16	14	9	18	6	7	7	4	6	7	4
12	8	12	10	7	4	5	6	0	1	4	5
3	3	2	3	3	3	2	1	0	0	2	0
1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	4
1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

幼きは六歳、年多きは十七歳で入舎してゐる。本表によれば、入舎時の年齢は十二、十三、十四、十五歳が多く、明治三十五、六年以後にいたつて漸く入舎年齢七、八歳となり、小學校としての平常にかへつたのである。要するに明治三十年以前の幼稚舎は、事實上中學校に傾き、三十五、六年以後にいたつて初めて純然たる小學校になる譯である。かくて二十六年頃の規則書が始めて理解されることとなる。

三

草創期並に前期に於ける幼稚舎の學級學科の編成に就いて、私は未だ十分に了解し得たとは言ひがたい。明治十九年頃には一級より六級（若しくは五級）まであり、その五級六級を小學科と稱してゐるが、その課程は今日から見れば純然たる中學校のそれである。又明治二十四年の學科々目表によると、豫科が一級より四級まであり、その上に本科一等等から五等まであることになつてゐる。慶應義塾は明治二十三年初めて、文科、理濟科、法科の大學部が創設され、その以前は、正科別科など中學校から専門學校程度の課程にとゞまつたやうであるが、幼稚舎でも之と並行して中學校或はそれ以上の課程を設けてゐた。従つて明治三十年以前には、幼稚舎を卒業しても本塾へ進まず、そのまま社會へ出るか、他の學校へ進學するものが多かつた。かくて、三十年以後の卒業生が多く本塾に進み、従つて實業界に入つたのに比して、三十年以前のそれは學界、政界、外交界、藝術界、軍人等に志向し活躍した者の多いことは特筆に値することである。なほ明治二十六年には、附屬小學課なるものが設けられた。明治二十六年十月十五日付の時事新報掲載「慶應義塾幼稚舎附屬小學校」と題し左の記事がある。

されば幼稚舎の如き重に中流以上の生徒が集まる所に於て、普通小學校を設け、滿六歳以上の生徒をも教育ありたしと、世の父兄中希望する者少からずと聞きしが、今度幼稚舎は前記の如く中流以上の子弟を教育するの目的を以て新に附屬小學校を設備した、其學科及教授法の如きも一般小學校と較べ其趣を異にし高等學術に入るの階梯を得せしむるを以て本旨とし云々。

本科課程表

級別	英語學	英語譯讀	講義及口授	數學	和漢書	作文	習字	畫學	躰操
一等	右 同	萬文 國史集	地人 文	何簿 代記、 數幾	小品 文抄	右 同	右 同	右 同	右 同
二等	右 同	佛 國史	物 理	筆代 算數	支那 通史	右 同	右 同	右 同	右 同
三等	右 同	英 國史	博 物	右 同	日支 那外 道史	文論 文、 日用 記事	右 同	鉛水 筆彩 畫	右 同
四等	右 同	米 國史	博 物	右 同	日本 外史	右 同	右 同	右 同	右 同
五等	會話、 作文	第四 リーダ ー	地 理	筆算 珠算	近古 史談	日記 用事 文	大細 字三 躰	鉛 筆 畫	右 同

級別	修身科	英語學	英語取	讀本	口授	數學	作文	習字	畫學	躰操	唱歌
一級	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同
二級	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同
三級	右 同	讀書 方取	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同
四級	右 同	右 同	プ リ マ ー	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同
五級	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同	右 同
六級	道徳ノ 要旨	綴 字	單 語	尋 常 讀 本	珠 算 算	日 用 文 交 り 文	平 假 名	鉛 筆 畫	右 同	右 同	右 同

高等常小學校課程表

而して年代不詳の一枚刷の「慶應義塾幼稚舎規則」なるものがあつて、それに右の如き課程表が載つてゐる。(多分二十六年末か二十七年頃のものゝ推定される)

以上によつて幼稚舎が二十六年を境としてその内容に於て中學校より小學校へ移行しつゝあることが了解される。

(参考—文部省傘下の公立小學校に於ては、明治五年の「學制」によつて下等四年上等四年計八年であつた。然るに明治十二年の教育令によつて、緩和策をとり、初等三年、中等三年高等二年の同じく八年としたけれども、その實四ヶ年にまで短縮し、且つ毎年四ヶ月以上授業すればよいことになつた。更に十九年の小學校令に於て尋常小學校四年高等小學校各々四年とし、初めて義務教育の意義を明らかにした。なほ明治三十年の小學校令改正で、尋常小學校四年とし、これに成るべく二年制の高等小學校を附設せしめることゝし、明治四十年にいたつて六年制の小學校となり、これが昭和十六年の國民學校制までそのまま踏襲されたのである。(黒田茂次郎、土館長言共編「明治學制沿革史」明治三十九年金港堂發行、文部省編輯學制七十年史、昭和十七年帝國地方行政學會發行による。)

又明治二十九年十月改正の「慶應義塾幼稚舎規則」の中から若干引用する。

### ◎目的

當舎ハ専ラ少年ノ子弟ヲ教訓シ心身ノ發達ヲ助クルヲ期ス故ニ授業ハ平易懇篤ヲ主トシ起居眠食ノ如キモ父兄ニ代リ親切ニ監督シ學科ハ都テ實用ヲ貴ビ就中英語、英文ノ練習ヲカム。

### ◎入學ノ事

- 一、入學者ノ年齢ハ滿六歲以上滿十五歲以下トス
- 一、入學スルモノハ東京又ハ横濱住居ニシテ本人ノ身上ニ係ル一切ノ事ヲ引受クベキモノヲ證人トシ保證書ヲ差出ス

ベシ。

一、入學ノ時入社費トシテ金參圓ヲ本塾ニ納ムベシ

一、入學者ハ試験ノ上相當ノ級ニ編入ス

但高等小學科第二年級ノ課程ヲ卒ヘタルモノ又ハ之ニ均シキ學力ヲ有スル者ハ直ニ本科五等ニ編入ス

### ◎學科ノ事

一、學級ハ之ヲ分テ本科及ビ小學科トシ小學科ヲ卒ヘタルモノハ直チニ本科五等ニ入ルモノトス

### (中略)

一、本科修業年限ハ四ケ年トス

一、本科ヲ卒業シタル者ハ無試験ニテ本塾高等科第一學年ヘ入ルヲ得

一、當舎在學中ノ者ニテ特ニ父兄ノ依頼アル片ハ別ニ溫習科ヲ設クルコトアルベシ

但右ニ關スル費用ハ更ニ徴收スルモノトス

一、暑中休暇中特ニ父兄ノ依頼ニ依リ近縣浴海ノ地ニ夏期學校ヲ設ケ生徒ヲシテ避暑ノ傍ヲ學科ノ復習ヲ爲サシメ合

セテ水泳術ヲ學バシムルコトアルベシ

### (中略)

一、當舎ニ入學シタル生徒ハ滿十五歲以上ニアラザレバ本塾ニ移ルヲ許サズ。

### (後略)



同規則書による課程表を左に掲げる。

小學課程ハ東京府ノ定ムル所ニ從ヒ別ニ英語ノ一課ヲ加フ

豫科課程表

級別	一級	二級	三級	四級	五級	級別	修身	讀書	英語	算術	作文	地理歴史	習字	畫學	體操	唱歌
口授	同	同	同	同	道德の要旨	讀本	讀會話	算術	作文	片假名	平假名	鉛筆畫	體操	同	同	同
一級	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二級	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三級	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四級	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五級	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

本科課程表

級別	一等	二等	三等	四等	五等	級別 <td>修身</td> <td>國語</td> <td>英語</td> <td>英語</td> <td>地理歴史</td> <td>算術</td> <td>數學</td> <td>理科</td> <td>習字</td> <td>畫學</td> <td>體操</td>	修身	國語	英語	英語	地理歴史	算術	數學	理科	習字	畫學	體操
口授	同	同	同	同	漢文	漢文	英語	英語	英語	地理歴史	算術	數學	理科	習字	畫學	體操	
一級	同	同	同	同	漢文	漢文	英語	英語	英語	地理歴史	算術	數學	理科	習字	畫學	體操	
二級	同	同	同	同	漢文	漢文	英語	英語	英語	地理歴史	算術	數學	理科	習字	畫學	體操	
三級	同	同	同	同	漢文	漢文	英語	英語	英語	地理歴史	算術	數學	理科	習字	畫學	體操	
四級	同	同	同	同	漢文	漢文	英語	英語	英語	地理歴史	算術	數學	理科	習字	畫學	體操	
五級	同	同	同	同	漢文	漢文	英語	英語	英語	地理歴史	算術	數學	理科	習字	畫學	體操	

#### 四

次に坂田實の時代にあつて目だつものは體育の獎勵であつた。元來義塾は福澤先生が夙に獸身人心といひ、學課の外に體育の忽せにすべからざるを強調したところから、柔術、劔術、弓術等の如き舊來の體育の外に、早くより野球、端艇等の如き洋式の競技又體操を輸入し獎勵した。幼稚舎も和田義郎在世當時から柔術を正科として毎日之を全舎生に課してゐたが、坂田實の時代に入つて運動は更にこれを強化した。

本塾では明治十九年初めて運動會（最初は遊戯會といひ、次の十九年十一月には運動競技會、二十年六月初めて運動會と稱した）を行つて以來、幼稚舎は必ず之に参加し、今日に及んでゐる。

又和田義郎の逝去した明治二十五年より二十九年にいたるまで、毎年夏休を利用して夏季學校を開設した。二十五、六年度は鎌倉の光明寺、二十六、七年度は同じく神奈川縣金澤吾妻屋に、二十八、九年度は浦賀の大津館に於て行つた。全一ヶ月（二十八年度は三十七日間）の長期にわたり學習と水泳練習とを行つて大に効果をあげ世の注目をひいた。恐らく本邦に於ける夏季學校の嚆矢ともいふべきであらう。

又行軍或は遠足會を春秋に行つた。行軍といひ遠足といふも、今日から見れば文字通りの遠足であり、なか／＼の強行軍であつた。早朝喇叭を先登に輜重車をひいて荷物を運び、雨中もめけす強行するのであつた。今試みに一二の行程を當時の記録によつて擧げて見よう。

明治二十六年四月二―三日の一泊行軍

三田―青山―穩田、幡ヶ谷村―甲州街道―高井戸村―府中(泊)―布田村―大歳村―上野毛―碑文谷、目黒、―三田  
―行程十七里―翌日休業せず

明治二十七年十月七日

三田―芝公園―新橋―永代橋、向島―三園―三田

又時に晝間、若しくは夜間、不時呼集と稱して突然召集し、直ちに品川御殿山へ行軍するといふやうなことが度々行はれた。

(以下次號)

#### 附録一 酒井寄宿舍のこと

明治十六年一月の頃より本塾教員にして幼稚舎の教師を兼任してゐた酒井良明が本塾邸内に私家寄宿舍を設け、既に幼稚舎の課程を了て本塾に移りたるも、なほ幼稚舎の如く家庭的に世話を望む者のために供した。これを「酒井寄宿舍」といふ。

初めて時事新報(明治十六年十一月十二日付)に掲載された廣告記事と年代不明の一枚刷「酒井寄宿舍約束」を左に掲げる。

#### 慶應義塾邸内私寄宿

慶應義塾邸内ニ幼稚舎ヲ設ケ、幼年子弟ノ眠食マデモ世話シテ其心身ノ教育ヲ引受ケ近年次第ニ實効ノ著シキハ既ニ江湖ニ明ナル事實ナルガ、爰ニ幼少ノ齡ヲ超過シテ本塾ニ入り大人ト伍ヲ成サントスルニ當テ尙不安心ノ者ナキニ非ズ、

其本人ノ覺悟ハ兎モ角モ幾百里外ノ地方ヨリ愛兒ヲ放テ大都會ニ手離スハ事ノ實際ニ拘ハラズ、且暮ノ關心淺カラザルハ父母ノ至情ナリ、依テ今般本塾教師ノ中ニテ當邸内ニ家アル者ヲ撰ビ、其家内ニ書生ノ寄宿所ヲ設ケ人員二十名ヲ限リテ該所ニ眠食セシメ學問ノ教ハ本塾ニ出入スルコト他ノ生徒ニ異ナラズト雖モ、課業時間ノ外ハ都テ其家ノ主人則チ教師ノ注意ニ任セ起居眠食百般ノ事ニ付キ忠告シ差圖シ自ラ言行正舉動活潑ノ方向ニ導カントス、其費用ノ多キハ本塾ニ入ルヨリ少シク多キヲ加ルモ大異ナカルベシ、先ツ本人ノ手ニ渡ス筆紙墨ノ費ヲ毎月五十錢ト定メ本塾ニ納ムル月謝ヲ始メ、食料洗湯炭油毎日點心ノ費ニ至ル迄ヲ合シ之ニ自身所費ノ前記筆紙墨ノ價ヲ加ヘテ毎月凡九圓餘ヲ以テ足ル可シ、但シ此金額ハ兼テ父兄若シクハ身元負擔ノ人ヨリ預リ、主當人ヘハ約束ノ自費即ち筆墨ノ小遣ヒヲ渡スノミニテ、他ハ一切教師ノ處分ニ任ス可キ事ナリ、尙本人生來ノ天稟性質ノ偏スル所モアラン、其邊ハ時々父兄ヨリノ文通又面會ノ時ニ打合セ取捨用心可致事ナリ世間若シ當慶應義塾ニ子弟ヲ入塾セシメントシ、或ハ既ニ入塾ノ青年ニテモ之ヲ依頼セントノ望アラハ其旨速ニ御申込アルベシ夫々御熟談ノ上引請可申尙巨細ハ本塾塾監局ニ來談アレ

東京芝區三田二丁目二番地

慶 應 義 塾

明治十六年十一月

×

×

### 酒井寄宿舎約束

一、當舎ハ專ラ慶應義塾幼稚舎ノ課程ヲ卒ヘ尙本塾ノ課業ヲ修メントスル學生ノ爲メニ設ケタルモノニシテ起居眠食百

般ノ監督ニ至リテハ悉皆當舎長ノ注意ヲ以テ適宜ニ之ヲ指圖シ忠告シ自ラ言行方正活潑之方向ニ導クヲ旨トス

但嘗テ幼稚舎ニ入ラザルモノニシテ本塾生トナリ當舎ノ寄宿ヲ望ムモノアルハ舎内缺員有無ニ依リテ承諾スルコトアルヘシ

一、寄宿生一ヶ月ノ諸入費ハ物價ノ高低非常ナル時ノ外左之如シ

授業料 金 參 圓 前納之事

食料 金 六 圓 月末納之事

但シ雜費ハ菓子、燈火、炭、紙墨、入浴、常用草履、テーブル、火鉢、食器、蚊帳

洗濯ハ肌着及細品ノ者ハ當舎ニテ引受ルト雖片重ナル衣類ハ凡テ父兄及保證人方へ持歸ルベシ

一、寄宿生ノ諸費ハ一ヶ年平均シテ割合ヲ立ツルモノナレバ例令月ノ前後ニ五六日ノ休業アルモ歸宅ノ有無ニ拘ラズ右之高ヲ減ズルコトナシト雖モ休日餘リ多クナルハ舎長ノ見込ヲ以テ減額スルコトアルベシ

但シ平常ノ事故アリテ休日ノ外三日間以上歸宅ノ届ヲナスハ割合ヲ以テ食料以下ノ費ヲ減ズ

一、寄宿生中其父兄ヨリ月々ノ仕送金不便ナル場合ニハ數ヶ月分ノ學費ヲ纏メ預リ置クモ妨ナシ

一、寄宿生小遣渡方及必要品買入等ニ付兼而父兄ヨリ依頼アルハ舎長ノ見込ヲ以テ取扱事アルベシ

一、寄宿生ハ着替夜具蒲團ノ外手道具ハ可成少ク持參スベシ

一、寄宿生ハ多分ノ金子大切ナル品物飲食物ヲ持タシムベカラズ

但シ汽車往來等已ムヲ得ザル小遣金ハ此限ニアラス

慶應義塾邸内

酒井寄宿舎

規則は幼稚舎のそれと略々同様にして、當時本塾の學生に對して酒井寄宿會の學生を半塾生といひ、幼稚舎生とは草履の鼻緒を赤と緑で區別していたといふ。

因に酒井良明は福井藩の出身で、苦學して明治九年慶應義塾を卒業した。直ちに三重縣津中學校に聘せられて校長となり、後義塾に招かれて教鞭を執る。溫厚篤實、識見高邁爲に衆望を擔ひ、遂に三井高保の識るところとなり三井家教育係となる、後品川毛織會社に取締役となり又三越呉服店の重役となつた。昭和五年十一月十二日逝去、享年七十九歳。

## 附録二 金卷、並銀卷名譽錄のこと

明治二十三、四年幼稚舎では薄記様の帳簿を作つて多分福澤先生の命名であらう、之を金卷名譽錄銀卷名譽錄と稱した。縦三十一糎、横二十一糎、厚さ約二糎、表紙蝦茶色、見返し青綠色、本文に青灰色の枠がある。金卷の卷頭五頁にわたつて福澤先生の序文があり、銀卷の方は和田義郎の序文である。金卷名譽錄の序文左の如し

世の人皆寫眞を悦はさるはなし、中にも自身の寫眞は最大切にして幼年の時に寫したるものなどを年經て見れば舊きむかしの吾身の事を思出して一人の感ある可きは人性の常なり、今の普通の寫眞は唯身の姿を寫したるものなれども尙且斯の如し、然るに此金卷は慶應義塾の幼稚舎に居る學生の學業品行の心掛けを寫したる寫眞帖なれば、幾年月の

後幼稚生が壯年と爲り大人と爲り又白髮の老翁と爲りたるに之を見たらば、其むかし東京三田の幼稚舎に就學して云々の生徒なりしとの事を想起して其愉快は譬へんにもなかる可し、左れば滿舎の諸子が此寫眞帖に姓名の登録を勉めざるは生涯の愉快を棄るものと云ふ可し明治二十四年十二月九日午後三時幼稚舎にて學生と共に寫眞せし後三田の老大翁福澤諭吉記

而して明治二十四年十二月、海老原介太郎、小林行昌、秩父固太郎、高橋隆之祐の四名を第一回とし、年々歳々、今次戰爭中昭和十八年にいたつたが、終戦後考ふるところあつて、吉田の責任においてこの制度を廢止した。

銀卷名譽錄序文左の如し  
名譽錄緒言

人誰カ名ヲ希ハサラン人誰カ譽ヲ望マサラン、名ヲ希ヒ譽ヲ望ム者亦誰カ學術ヲ研カサラン、學ヲ研キ術ヲ究ムルモノ亦誰カ品行ヲ慎マサラン、學術群ニ拔キンシ品行衆ニ超ユル者ニシテ始メテ之ヲ完人トイフヘシ、當舎帷ヲ垂レ徒ニ授クルコト茲ニ十數年其ノ間名アリ譽アリシ者固ヨリ少カラス、是ニ於テ始メテ此ノ編ヲ製シ之ヲ金銀ノ二卷ニ分チ金卷ニハ所謂學術群ニ拔キンシ品行衆ニ超ユルノ英才ヲ登録シ銀卷ニハ所謂學術ヲ研キ品行ヲ慎ム者ニシテ將ニ金卷ニ入ラントスル者ヲ登録セントス、然ラハ則チ此レハ名ヲ希フ者ノ入ル門ニシテ彼レハ譽ヲ望ム者ノ堂奥ナリ、今ヨリ後堂ニ上リ奥ニ入ル者益多カラントト望ム

和 田 義 郎

なほ銀卷の方は明治二十三年第三期に始まり三十年第一期まで記載あり、早くこれが制度を廢止した。

### 附録三 學費のこと

私は幼稚舎の歴史を編むための参考として、他の學校の歴史を數多くのぞいた。その中に授業料その他學費の如き、經濟に關する記事の乏しいのを遺憾と考へた。そこで幼稚舎の創立當時より大正八年に至る學費について調査し得たところを記しておく。但し一貫した帳簿がある譯でないから、偶然に入手し得た規則書、便覽、要覽等から採集したものを特に整理せず、そのまま掲げることにする。各項の終りに典據を舉げ、参考のために當時の米相場（中澤辨次郎氏の「日本米價變動史」による）を示しておく。

#### ○明治十四年の學費

一、入社ノ時入社金三圓ヲ本塾ヘ納ムヘシ

一、入塾生一ヶ月ノ諸入費ハ物價ノ高低非常ナルキノ外平均左ノ如シ

塾料 金一圓月々前納ナリ

月 俸 金三圓五十錢 毎月末拂ヒナリ食事其他ノ費

雜 費 金二圓三十五錢 菓子ノ費、油炭筆紙墨ペン、インキ、鉛筆、石板筆洗濯、入湯其他必用品體操場等ノ費

右ノ割合ニテ金七圓八十五錢ナリ但シ書籍及ヒ牛乳藥用品、診察等ノ費アルキハ別ニ其費ヲ拂フベシ

一、入塾生の諸費ハ一ヶ年平均シテ割合ヲ立ルモノナレハ假令ヒ月ノ前後ニ五六日休業アルモ歸宅ノ有無ニカ、ワラス

右ノ高ヲ減スルコトナシ但シ事故アリテ休日ノ外三日以上歸宅スルキハ割合ヲ以テ月俸以下ノ費ヲ減ス

一、生徒ノ中父兄ノ旅行等ニテ月々ノ仕贈リ不便ナルキハ數ヶ月分ノ入費金ヲ纏メテ預リ置クコトモアル可シ



一、通學生ハ受教料塾費トシテ一ヶ月金二圓ト定メ課業用ノ紙其他必需品ヲ供ス但シ筆類ハ自辨タルヘシ

一、通學生ハ都テ辨當持參ノフ但シ都合ニヨリ塾中ノ焚出シヨリ辨當ヲ取寄ルモ差支ナシ

一、入塾生ヘハ一切需用品ヲ供スルヲナレハ金錢ハ勿論食用品ハ少シモ持シム可ラス

(中略)

一、會計ハ都テ毎月末ニ納ムヘシ但シ生徒自ラ持參スルモノハ封シ金ニテ持參セシム可シ

以上は明治十四年十二月改正の「慶應義塾社中の約束」による。當時、寄宿生が本體であり通學生は數も少く多少輕んぜられた嫌ひがある。當時の米價は二石十圓四十九錢(高低平均)

○明治二十四年の學費

入社金三圓

受業料

塾費 金三圓月々前納ノ事

書籍料

食料 金六圓月末納メノ事

前項に類似する諸注意は總て省略した。但し左の一項を加へておく。

一、寄宿生ハ一切需用品ヲ供スルコトナレバ金錢ハ勿論時計其他大切ノ品并ニ食用品ハ少シモ持タシムベカラズ、但シ汽車往來等止

ムヲ得ザル小遣金ハ必ず舎主に預ケ置クベシ

明治二十四年十二月改正「幼稚舎概則」に依る。米價一石七圓六錢（平均）

○明治二十六年の學費

授業料	壹圓九拾錢
教授場料	二拾錢
書籍料	二拾錢
金貳圓拾錢	
塾生月俸	

教授場料	壹圓九拾錢
教科書料	貳圓拾錢
業場費	貳圓拾錢
舍籍費	九拾錢
金參圓	
塾生月謝	

食料、薪、炭、油、履物、	塾生月俸
紙、筆、菓子、衣服洗濯、	
紙、筆、菓子、衣服洗濯、	塾生月俸
端書、印紙、入湯、其他、	
切對シ	
金六圓	
塾生月俸	

尙他ニ雜收入金として當舎ノ收入する金圓は習字草紙及び反古等の代金あり併し是レハ年々の定額を知るべからざ

れば記さず（習字草紙ハ時の相場にて高下ありと雖大抵一冊七厘五毛位ニテ賣渡す）

入社金（參圓）は本塾ニ納む

月謝ハ三日以上出校のものは一ヶ月分金額ヲ徴收す

月俸ハ休日を除き三日以上の不在は一日金貳拾錢の割を以テ割引を爲す

十日間の寄宿料としてハ一ヶ月分の三分一を徴收すと雖も九日以上の出校ハ一日金貳拾五錢の割を以て徴收す

以上は明治二十六年一月「會計摘要」による。この帳簿については項を改めて記す。  
米價一石七圓四十錢

○明治二十九年の學費

◎費用ノ事

一、寄宿生一ヶ月ノ費額ハ物價ノ高低非常ナル時ノ外平均左ノ如シ

授業料

舍費 金參圓四拾錢月々前納ノ事

書籍料

食料 金六圓六拾錢月末納ノ事

但雜費ハ菓子、油、炭、筆紙墨、日本洗濯、入湯、斬髮、常用履物、郵便切手端書（父兄又ハ保證人宛ノ通信ニ限ル）椅子、テーブル、ランプ、火鉢、電燈、食器、蚊帳等ノ費ヲ云フ

（中略）

一、通學生ハ受業料、教場費、書籍料、其他ノ雜費トシテ月々金貳圓十錢ヲ前納スベシ  
但課業用ノ書籍ハ貸與シ畫學、習字、作文用ノ紙類ハ給與ス

以上明治二十九年十月改正「慶應義塾幼稚舎概則」による。  
米價一石九圓五十四錢

○明治三十一年の學費

學 費 寄宿生徒ノ學費ハ一ヶ月分總計金拾五圓トシ通學生ハ金貳圓トス

右は明治三十一年九月二十三日附「時事新報」の廣告による。  
米價一石十二圓三十四錢

○明治三十六年の學費

幼稚舎寄宿生一ヶ月の學費は左の如し

内 譯

一金拾五圓也

金壹圓五拾錢 授 業 料

金參拾五錢 教 場 費

金拾五錢 體 育 會 費

金拾參圓 給與費及雜費

但し給與費及雜費とは賄料、監督費、室料、菓子、硯、墨、筆、紙、ペン、インキ、鉛筆、石板、石筆、畫紙、郵便切手、はがき、齒磨、揚技、斬髮、洗濯、入浴、煖炉、電燈等の諸費を云ふ、右の外牛乳及び藥用品等を要するときは別に費用を要す。

又幼稚舎通學生一ヶ月の學費は左の如し

一金貳圓也

内 譯

金壹圓五拾錢 授 業 料

金參拾五錢 教 場 費

金拾五錢 體 育 費

右は明治三十六年四月「慶應義塾學報」の號外「慶應義塾便覽」による。

米價一石十四圓四十三錢

○大正三年の學費

一、學 費

一、入學金を五圓とす

一、授業料左の如し(既納の授業料は返付せず)

金拾貳圓也 第一學期分(四月十五日迄納入)

金拾貳圓也 第二學期分(九月十五日迄納入)

金拾貳圓也 第三學期分(一月十五日迄納入)

(中略)

一、寄宿料は左の如し

一金拾參圓也(月々前納) 食費、給與、雜費

給與費とは、賄料、監督費、菓子、硯、墨、紙、筆、ペン、インキ、鉛筆、石盤、郵便切手、はがき、理髮、洗濯、入浴、煖炉、電燈等の諸費を云ふ、牛乳、藥品等を要するときには別に其費用を拂ふべし

一、規定の休業又は自己の都合により缺席若くは歸宅全月に及ぶ時は該宿料を納むるに及ばず

一、學期の始又は終に在る規定の休業により在舍日數全月に満たざることあるも學費の定額を減ずることなし

一、寄宿生事故ありて引繼ぎ五日間以上歸宅する時は日割を以て食料に限り割戻を爲すべし

一、教科用書類は自辦たるべし

右は大正三年八月「慶應義塾小學科幼稚舎」(編輯兼發行人森常樹)發行の「慶應義塾小學科幼稚舎要覽」によつた。

米價一石十六圓十五錢

なほ明治二十五年より三十年に至る寄宿生に對する「立替帳」その他の帳簿によつて文房具その他の物價を調査した。所謂寄宿料の外に之等の費用が普通月額計十圓前後となつてゐる。生徒一人が時に請求して渡される所謂「お小遣」は大體一回に二十錢乃至三十錢くらいである。

### 文房具

インキ(三錢) 鉛筆(五錢) ペン(一錢) ペン軸(四錢) 定木(十三錢) 繪ノ具(八錢—一圓) 算盤(三十錢) 石板(一錢) 硯(十五錢) 帳面(二錢五厘) 雜記帳(二錢) 畫箋紙(三枚八錢四厘) 會話帳(三錢) 地理帳(四錢五厘) 英語帳(三錢) 畫筆(六錢) 石筆(一錢) 西洋紙帖(九錢)

書籍雜誌

習字手本(八錢) ナショナル(八錢) 理科示教(三十五錢) 日本歴史上下(八十八錢) 博物教科書(三十三錢) 福翁自傳郵稅共(七十錢) 福翁百話(六十錢) 字書(二圓三十錢) 和英辭典(三十五錢) 少年世界(五錢五厘) 太陽(十四錢五厘) 學校用會話新聞(二十三錢)

雜貨雜費

猿股(十二錢) 手拭(三錢五厘) 足袋(二十一錢五厘—二十四錢) シャツ(四十九錢) バンド(四十錢) 帽子(五十錢—六十四錢) 帽子蓋(五錢) 靴(二圓四十錢) ゴム靴(八十五錢—九十三錢) 靴下留(二錢) 洋服(十二圓三十錢) 柔術着(二圓七十錢)

× ×

齒磨(五錢) 電信料(八錢) 種痘料(十錢) 電球破損辨償(一圓) 寫眞(三十五錢多分手札形ならん) 西洋洗濯料(二錢五厘、五錢五厘、五錢、三十五錢) 射的(五錢) 小遣(十錢、二十錢、三十錢)

附録四 會計摘要のこと

既述の通り、和田の急逝は、幼稚舎にとつて一大痛恨事たると共に、事務上に於て幼稚舎の内外を狼狽させた。殊に會計の繼承者をして「恰も盲者の杖なく航海者のこんばすを失ふたる如く」と嘆せしめ、佐武保太郎を聘して正式の帳簿を作製した顛末を記した「會計摘要」(明治二十六年一月)なる墨付二十二丁の帳面がある。これによつて明治二十

年代に於ける幼稚舎の會計その他の事情を判然知ることが出来る。依てその一部を左に轉載する。

### 會 計

幼稚舎創立以來會計の事務は故和田先生自から之を擔當し、又別に會計係なるものを置かざりし故に會計上一厘一錢の授受と雖も一として先生の直接たらざるなく、先生も亦別に當舎之會計と和田家の會計とを分別せず、只先生多年之終驗と熟練とに依り、以テ會計を取扱ひ只全收入より全仕出を比較して大體の損益を計算したるものゝ如くにして、又敢て一々收入と仕出を騰簿し、此に據り以て學校の會計を計算したる等の事なかりし故に、明治廿五年一月俄然先生の逝去せられたる後、當舎會計繼續者は恰も盲者が杖なく航海者のこんばすを失ふたる如く、眞に將來の計畫に付據る所ろなかりし云々(略)

和田先生創立以來幼稚舎は全く慶應義塾の構内にありて表面は附屬の如きなるも會計等は全く獨立にて廿五年十二月すぐ繼續したるも明治廿六年よりは本塾の管理に歸し、會計の責任も本塾にて引受ることゝなりたれば、帳簿には別に變更なかりしも元帳の口座は全く本塾に倣ひ騰簿することゝなれり(略)

### 出 之 部

給料、給料の内に教員、役員、雇人等の區別あり、教員の内に外國人、内國人ノ區別あり

(教員) 外國人一日一時間ノ月給 金拾六圓

(〃) 内國人一日一時間ノ月給 金五圓

(役員) 監 事 月給 金四拾圓



(〃) 會計主任 月給

(〃) 學務掛(教員兼職) 月給 金五圓ノ増給

(〃) 舎内取締 月給 金六圓

但シ點燈料、炭、夜具、食料ハ舎より給す

(〃) 會計掛(塾舎取締生兼役) 金參圓増給

(〃) 記録掛(全上) 金參圓増給

(雇人) 下 男 月給 金五圓

(〃) 下 女 月給 金壹圓外ニ小遣金として金貳拾錢又ハ參拾七錢

(役員) 下女取締 月給 金五圓

但シ下女取締及下女には食料を舎より給すれども下男には給せず

下女取締及下女ニ八月ニ參錢づゝ草履代を給す、故和田先生在世のとき草履舎より給與したるも都合により

右の如く改めたる習慣今ニ存すればなり

出張賄方(主任) 下男へは心付として月々壹圓づゝ給與することあり

邸内取締人を置くことあり此給料は金八圓にして本塾より金四圓<sup>半額</sup>を出し當舎より半額を出す

家賃、金五拾七圓(壹ヶ月)

是れは幼稚舎總家屋に對し本塾へ毎月納むるものにて、八、十二、ノ兩月は家賃を納むるを要せず、然して毎月修繕

料として金貳圓づゝを受取る筈なれば都合毎月金五拾五圓を拂ふ割合なり

水道費金四圓毎月本塾へ納む

家賃、幼稚舎外家屋にて現時早川幹事の住宅の家賃として毎月

金貳圓五拾錢也を本塾に納む

且全家屋附水道費ハ金貳拾五錢なるも是れは全家屋に住するもの自辨なり

右之家賃、水道費ハ甚だ奇妙なる拂方ニなりおるも是れは従來の行掛りより契約したるものなれば今後變はる事もあらん

燠拂に付入費

一金五拾錢也

賄方、下男等へ夫々一人づゝ全額を祝儀として惠與す（鰻飯に添えて）（鰻飯拾二錢五厘）

一金參拾錢也

台所取締（下女頭）へ當日の祝儀として鰻飯に添えて遣す

一金貳拾錢也

臨時雇女等へ祝儀として遣す

一金拾錢也

雇女へ祝儀として鰻飯に添えて遣す

當日取締人及教員、役員等の手傳人へは終拂の後牛肉鰻飯等にて夜分入浴後酒を出す當日居残り生徒ハ多少手傳もすることなれば他の手傳人と全しく拾時頃ハ休息として一人ずゞ蜜柑五六個づゞ中食とし折詰(六錢五厘也)を出す午後二時頃には茶代りとして蕎麥(もり又ハかけ)二杯程振舞ふ右は和田先生よりの慣例を墨守して今尙變せずその他、節季心付、賄料、修繕費の項は省略する

渡 し 物

渡し物に普通、特別の二種あり、普通渡し物とは一ヶ月毎、又ハ週間毎ニ必ず生徒一同へ配與する分にして、特別渡し物とは不時ニ人により配與するものにして臨時配與の分を云ふ

普通ノ部即(定期渡物)

半紙、西洋紙、鉛筆、大筆、小筆、草履等にして其渡し方は則ち左之如し

初	週	次	週
(日)	(月 日)	(日)	(月 日)
半紙一帖	西洋紙一帖	半紙二帖	ゴム付
鉛筆一本		鉛筆一本	

右之如く隔週々ニ生徒へ配與するものなり

大筆(習字用)、小筆ハ一ヶ月に一度づゞとして

大筆(上等貳錢五厘、下等壹錢八厘)ハ上等ノ分は本科生、下等ノ分ハ豫科生に渡すも小筆ハ各生徒全種類にして代價は大抵壹錢より

壹錢貳參厘迄の所

草履ハ一ヶ月兩度なるも何より晴天而已打續く時ハ三度の事もあり又雨打續けハ壹度位の事もあるべし（草履一足に付參錢參厘也）

（特別渡物）揚子、齒磨之儀も請求あるもののみ渡すものにして齒磨ハ高木製（はつさくら）（一錢袋）の分を用ひ揚子ハ佐々木玄兵衛方にて購求一本五厘五毛ノ分を用ひ

特別之部（渡物）

衣服洗濯代、散髪代、石筆、郵便切手、端書、揚子、齒磨等を云ふ  
郵便印紙、端書、石筆等ハ生徒の請求あるもののみ渡すものなり

散髪は故和田先生在世の時生徒中保證人は只名義而已にて毎月の二日休みにも歸宅せざる輩の便宜の爲め、當舎の散髪切符を與へ散髪せしめたるの習慣を墨守したるものなれば是は彼の毎月の月俸（六圓）の部内に含むるものにあらず、先の當舎の篤志に出でたるものなり、衣服洗濯は只シャツ、股引、兵庫帶、足袋、單物の如きものにして綿入袷衣等の洗濯、ぬひかへ等は自宅にて辨せるものにして若し是等の物品及西洋洗濯等當舎の手にて引受たる時は其代金は立替として徴金するものとす

右の外下駄を當舎より給與することあり、是は梅雨中而已一年一度給與するものにして時としてハ冬中雪多く積りたるときは給與することもあるべし

書籍

書籍は一切貸與するものなるもプリマー、スペリングは再々に任へざれば給與するものとす、貸與したる書籍紛失した

るときは代價辨償せしむるものとす。

雇人雇入ニ付

下婢雇入は慶庵の手よりするものにして半ヶ年を以て壹期となし最初雇入之せつ其金壹圓を慶庵に渡し猶他に一ヶ月五錢の割を以て六ヶ月分即金參拾錢を手數料として渡すものとす

右に付雇入たる其月の給料中より壹圓を引去り殘金を渡し次月より全給を與ふるものとす  
依りて右手數料は本舎の臨時費とす

帳 簿

現今仕用(會計用)の仕譯日記、預金簿、元帳、等は皆銀座博聞館前飯田なる文房具店に注文して作りたるものにして並綴の分は如何なる野にしても二百ページにて五拾錢とす。

現時使用の仕譯日記帳は彼の綴方にて百五十枚にて壹圓にて註文せり(後日の參考ノ爲記し置く)

電 燈 費

電燈中半夜一ヶ月(六拾錢) 全夜燈一ヶ月(壹圓) 電球其他線等は皆電燈會社の所有物にて當舎の借用物なれば電球破損をなさば一個に付金壹圓五拾錢を辨償せざるべからず

(吉田註 淺見貞之進の日記明治二十三年六月三日の條に「幼稚舎内初めて電燈つく」とあり、「立替帳」の中に電球辨賞料として一圓とあるは、一圓五十錢の内金を支拂はしめたのであらう。)

一週間以上休業して(所謂四月休ミノ如キモノ) 舎生の多數歸宅するときには電球を一旦電燈會社に渡し必用の分而已を使用して相

當の割引を請求す

菓 子

毎日午後三時に一度配與するものにして大抵一人に付貳錢分を給す而して常に蒸菓子類に果實を添へて給するものとす、習慣により給與したる品名を掲ぐれば左の如し

果實、蜜柑、桃實、梨子、葡萄、枇杷、

右等の物を給與するものにして其生産する期節に隨ひ輪回給與するものなれども一年中果物の給與すべきものなき季期あり此時は他の菓子を給與するものとす

菓子、蒸菓子、煎餅、燒芋、塩豆、砂糖豆、干菓子、  
通常右等の物を給與するを例とす

(吉田註 明治二十八年入舎、濱松出身の大石喜一が明治二十九年二月七日より六月十九日まで「食事日記」をつけており、その中に毎日のおやつを記してあるが、よく符合する。)

新聞、雜誌

本舎購讀する新聞紙は則ち左の如し

時事新報(一ヶ月) 五拾錢、讀賣新聞(一ヶ月) 三拾五錢、朝野新聞(一ヶ月) 參拾錢

以上午後〇時三拾分まで教員、役員の縦覽に任し、夫より新聞雜誌縦覽所に出して生徒の縦覽に委す

(雜誌)、故和田先生在世のとき生徒をして智識發達の便に供する爲め教育に關する雜誌を購求して縦覽所に備へたる

ものにして現今月々發兌の雜誌を購入するもの左の如し

日本の少年、少年園、幼年雜誌、小國民、少年文庫（教育時論、交詢雜誌）

教育時論、交詢雜誌は二社の好意に依りて送り越すものなり

日本の少年、少年園、幼年雜誌、小國民、少年文庫は三田街書彥堂（雜誌店）より購求す、右代價は雜誌通帳にあり

### 教 場 費

作文用紙、畫學紙、墨（習字用）、習字用紙

畫學紙は上中下の三種あり

上等は壹、二、三等の使用紙

中等は四等、五等、一級ノ甲、乙の使用紙

以上は毎月曜日他の渡物と共に塾生に渡し通學生には火曜日歸宅ノ節渡すものとす

下等は二、三、四級の使用紙

水曜日畫學修行の節渡すものとす

附言 畫學紙は常に大倉紙店より購求するものとす、代價は用度簿に在り、壹連とは四拾枚を云ふ

### 火災保險料

幼稚舎家屋（幼稚舎家屋と云ふ）も實は本塾の借家に對しての保險料

金貳千圓也

掛金は四拾四圓にして毎年掛金の期限は二月廿二日とす

### 附録五 明治三十年前後の幼稚舎教科書

明治三十年前後の帳簿より、當時使用された、教科書並に教師用書を集めて見た。左の如し。

(参考 明治五年學制發布當時にあつて、教科書は、當時有り合せのものが使用され、福澤先生の著書「學問のすゝめ」「童蒙教草」  
「第一、第二文字の教」その他慶應義塾の出版書類が大に役だつた。明治十三年頃より文部省が教科書の編輯に着手し、十九  
年より文部大臣の檢定を経たるものに限ることとし、三十七年に至つて國定となつた。)

スイントン	萬國史 上	ススール	物理學
スイントン	萬國史 下		ホヒユラル、サイヤンス
カッテンボス	米國史	カットル	生理學
ガージナー	英國史	クエッケンボス	文典
バーン	佛國史	ウエイラント	道德學
パーレー	萬國史	ウエイラント	經濟學
	羅馬史	リニー	文典
ランカスター	英國史	フホーセット	經濟學
ニウセリース	英國史	ギゾー	文明史



ロスコ

小化學

舊約全書

新約全書

コルネル

小地理

モーレー

大地理

モンテース

地文學

ロビンソン

實用算術

近世代數

ロビンソン

幾何、三角術

ナショナル第一リーダー

ナショナル第二リーダー

ナショナル第三リーダー

ナショナル第四リーダー

ロンクマン第一

ロンクマン第三

ロンクマン第四

ロンクマン第五

ロンクマン第六

ロイヤル第三

ロイヤル第四

アレキサンダー第四

アレキサンダー第五

スウキンソン第五

スウイントン

ステエデント、セリースノ内、スターリング、エブント

ウイルソン

幾何學

ロンクマン

プリマー

ウキルリン

スペル

キゾフ

プリマー

カッテンボス

文明史

カッテンボス

羅馬史

カッテンボス

米國史

ナショナル第一讀本  
 ロングマン第三讀本  
 商業學校習字帖一  
 同 二  
 同 三  
 幼稚舎習字帖一  
 同 二  
 同 三  
 同 四  
 同 五  
 春秋左氏傳 卷一、二  
 左傳 // 三、四  
 左傳 // 五、六  
 左傳 // 七、八  
 左傳 // 九、十  
 左傳 // 十一、十二

左傳 卷十三、十四  
 左傳 // 十五、十六  
 左傳 // 十七、十八  
 左傳 // 十九、二十  
 左傳 // 廿一、廿二  
 左傳 // 廿三、廿四  
 左傳 // 廿五、廿六  
 左傳 // 廿七、廿八  
 左傳 // 廿九、卅  
 日本外史 卷一  
 外史 // 二  
 外史 // 三、四  
 外史 // 五、六  
 外史 // 七、八、九  
 外史 // 十、十一  
 外史 // 十二、十三

外史	卷十四、十五	史記傳抄	三
外史	// 十六、十七	史記讀本	六
外史	// 十八、十九、廿	史記讀本	七
外史	// 廿一	史記讀本	八
外史	// 廿二	史記讀本	九
唐宋八大家文格	一	史記讀本	十
八家文格	二	史記讀本	十一、十二、十三、十四、十五
八家文格	三	正文軌範	一、二
八家文格	四	文章軌範	三、四
八家文格	五	文章軌範	五、六、七
支那通史	一	近世史略	一
通史	二	近世史略	二
通史	三ノ上	近世史略	三
通史	三ノ下	小學歷史	一
史記傳抄	一	小學歷史	二
史記傳抄	二	小學歷史	三

尋常小學讀本	三	高等小學歷史	一
尋常小學讀本	四	高等日本讀本外編	上
尋常小學讀本	五	高等日本讀本外編	下
尋常小學讀本	六	高等小學修身訓	二
尋常小學讀本	七	高等小學讀本	一
高等小學讀本	四下	小學修身訓	下
高等小學讀本	四上	今古史談	一
高等小學歷史	二	今古史談	二
修身說話	一	今古史談	三
修身說話	三	今古史談	四
修身說話	五	高等小學修身訓	一
修身說話	七	小學修身訓	中
孟子	一	文學士 天野爲之編	日本小歷史 上卷、下卷
孟子	二	小學修身訓	上
孟子	三	小學理科新書	
孟子	四	尋常科新體讀本	卷一

尋常小學新體讀本 卷二

尋常小學脩身書 教育用 卷一、二、三、四、五

尋常小學新體讀本 卷三

海石村田浩藏書 小學習字帖 尋常科用 卷一

尋常小學新體讀本 卷五

今古史談 一

尋常小學新體讀本 卷六

古史談 下

尋常小學新體讀本 卷八

高等小學歷史 卷一

教員用書目

カッター 人身生理

リニー 文典

ポピュラル、サイヤンス

ロスコー 小化學

小地理

ホーセツト 小經濟

大地理

ジョンソン ラッセラス

カッテンボス 米國史

初等教育 近世算術

バアン 佛國史

地文學

スイントン 萬國史

マコーレー ヘスチング

馬馬史

ランカスター 英國史

スチール 物理

經濟學

小文典

ウエーランド 道德學

- ローヤル 第三
- 第四
- ロングマン 第三
- 第四
- 第五
- 第六
- ナショナル 第二
- 第三
- 第四
- 第五
- スイントン 第五
- アレキサンター 第四
- アレキサダー 第五
- 文部省會話讀本 卷一、二、三、四
- 理學博士 山上萬次郎編 新撰地文學
- 文章軌範 一、二、三、四
- 支那通史 二ノ上、三ノ下

前期幼稚舎史稿(上)(吉田小五郎)

- 左氏傳 一部
- 外史 一部
- 尋常小學讀本 三ヨリ八マデ
- 小學歴史 一
- 高等小學讀本 四ノ上、下
- 近世史略
- 八家文格纂評
- 八家文格
- 習字帖
- 刪修 近古史談 上
- 幼稚舎習字帖 卷一六十二迄
- 幼稚舎習字帖 卷三四 第五十號ヨリ五十三號マデ
- クラブ イングリッシュノニムス
- サイアンチヒックプリマー
- ハクスリー 人身生理學 譯
- ロスコー 化學

(二八九) 一九一

ウエルス 化學

アルデス 幾何

ポーター 化學

ウイルソン 幾何

カッテンボス 物理

// 實用算術

ステワート 物理

// 高等算術

數學三千題 中

ロビンソン 小代數

レイス、ハイヤーアリソメチック

ラル子 代數

ハイヤーアリソメチック解式

アップルトン 算術

ト、ホントー代數解式

新撰地誌 四部

算術教科書解式 上、下

日本地誌提要

寺尾壽 中等教育算術

矢津昌永 日本地文學

同人 初等教育算術

コロ子ル、プライマリー、ジヨクラヒー

上野清 近世算術

ガヨ 地理書

初學幾何

ミツチエル プライマリー、ジヨグラヒー

初等

コロ子ル ハイ、スクール、ジヨグラヒー

算術教科書

明石中和 新體支那歴史

ト、ホントー 代數

チャンバー モーダン、ヒストリー

附録六

自昭和二十六年  
至〃三十年 入舎月調査表

前期に於ける幼稚舎への入學は、一年中何時が入學期と定まらず、時に應じ希望者のあるに任せて入舎を許した。試みに、明治二十六年より明治末年にいたる入學者の入舎月調査を試みた、左の通りである。アラビヤ數字が人數である。

入舎月調査表（自明治二十六年至明治四十五年）

年/月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
明治二六	5	5	4	4	16	8	1	0	3	2	5	0
二七	4	2	1	10	23	1	0	0	10	6	6	3
二八	14	3	5	17	34	7	0	0	15	9	6	2
二九	12	5	6	31	13	7	2	0	19	12	0	2
三〇	11	4	8	22	19	2	0	0	19	2	2	0
三一	0	5	3	3	7	4	0	0	13	2	2	0
三二	3	3	3	0	28	1	1	0	5	4	5	4
三三	1	0	3	30	11	5	1	0	20	7	7	0

前期幼稚舎史稿（上）（吉田小五郎）



三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五
6	0	7	1	4	3	2	2	3	4	3	2
4	0	1	1	0	0	4	0	0	0	1	0
0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
38	57	46	51	94	100	80	87	59	66	81	62
14	5	5	7	5	0	3	1	0	0	6	2
5	3	5	4	4	0	2	0	3	0	0	1
0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
18	13	13	13	7	8	6	8	5	7	0	6
2	2	0	10	5	0	2	3	1	2	0	2
2	4	1	11	2	1	2	1	1	0	0	0
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0

附錄七 府縣別出身者表

明治七年より同三十年に至る入舎生の地方別によつて分類せし表を左に掲げる。之は本塾の入學者と大體同じ傾向

にあり、東京、神奈川を第一とし、次に鹿見島、新潟、大阪、静岡、山口、群馬などが比較的多く、鳥取、奈良、山形、宮崎等が最も少い。

本稿を草するにあたり、昭和十六年以降約二年間にわたつて和田駿氏の好意に依つて史料を蒐集し得たこと、又その整理に内田英二、畑尚子の兩氏に援助を得たことをこゝに記して深く感謝する。(二八、一一、三)

明治	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	福島	山形	山梨	静岡	長野	
7						1			3		
8								1	1		
9											
10											
11									1		
12									1		
13	2	1							1	2	
14	1				1	1	1		2	2	
15									2	1	
16	2	1							4		
17			1			3			5	2	
18	2		1			2			1	2	
19	4								6	2	
20	1							2	3	2	
21	3			1	1	1		5	1	1	
22	3					2	1	1	2	1	
23	3		1					2		2	
24	2	2		1		1				1	
25	2					1		1	1	4	
26		1	1							1	
27					1	1			2	2	
28	2		1				1		2	1	
29	5	1	1			4		1	3	1	
30	7	1	2	1	1	1				2	
合計	39	7	8	3	4	18	3	13	40	29	

滋賀	三重	福井	富山	東京	神奈川	千葉	埼玉	群馬	茨木	栃木	石川	岐阜	新潟	愛知
				7	1			2						1
				6	1	1	1					1		
				2					1	1				
				7	1	1					1			1
	1			6	2	1			2					1
				5										
	1			12	2	2	1	2		1		1		1
1				14	3	1		2					1	
	1	1		22	1	2		2					1	1
1		1		26	4	3		2	1			1	4	
				28	6		2	1			1	1	4	
	1	1		15	12				1	1	1	1	2	1
	2	2	2	42	12	1		1	1	1		1	4	
3	4	1	1	47	15		3	1	1		1		10	4
				34	6	1	1	7	1	2		2	5	1
2	1	2		34	10	1	1	4	3	2		1	2	
	2	2	1	31	5	4	2	4		2		1	3	1
		3		24	2	3	1	1	1	2		3	4	2
	1			32	5		1	1	1	2		1	3	1
1	1			21	2	2	2		2	1			3	
			1	32	4	2	2	1	4	1		2	1	
1	1	2		61	9	2	3	1	3	2			1	3
				62	5	2	1	1		1		1	3	
				53	6	3			1	1			2	1
9	16	15	5	623	114	32	21	33	23	20	4	17	53	19

福岡	徳島	香川	愛媛	高知	山口	鳥根	鳥取	廣島	岡山	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
5				2	3									3
1			1	3	1			3						2
2				1	2						1			2
					1									
			1	2	4						2			1
			2	1		1			1					2
				3	2					1	1			3
				1				1	1	1	1			
	1			5	1				1			1		2
				1	1						2	1		3
1			1		5				2	2	3	2		1
1			1	4	4		1				2	1		1
4				1	3	1			4	2	3	3		3
			2	1	2				1	2		2		3
					4			1	1	3	5	6		2
1				1							6	6		1
				1	2						3	3		
			1								7			
									2		3	2		1
									1	1	3	2		
		1			1			1			3	5	2	2
			1		4	1		2		3	6	1		1
		1	2			3			1	2	1	2		1
15	3	2	12	27	40	4	1	8	15	17	52	37	2	34

合計	不明	和蘭	英國	鹿兒島	熊本	大分	宮崎	長崎	佐賀
28	1			3					
29				1		2			1
18					1			3	
13								1	
15	1								
19	1			2		1			
42				3	1	1		1	
46	1			4	1				
53	5			3		3		3	
73	3			6	1	2			
71	2			2		4	1		
71				6		1		2	1
108			1	6		4			1
133	3		2	3		1		1	
90				1			1		2
104				3		1		1	3
90				4		1		2	2
71	1			6					2
69				2		1			1
55	5				1	1			1
67		1		1	1			1	
114				1	1				1
113	1			1					
94					1				
1586	24	1	3	58	8	23	2	15	15

慶應義塾入門帳の最初の記名者

昭和十四年三月三十一日刊行の「第一高等學校六十年史」口繪に歴代校長の寫眞が出ていて、そこに小林小太郎というのがある。髪を左から七三に分け、蝶ネクタイを結んだ瀟洒な青年である。

小林が同校の校長になつたのは、同校がまだ東京大學豫備門と呼ばれていた時代のことと、改めていうまでもなく、一高は東京英語學校——明治七年十二月二十七日東京外國語學校のうちの英語科を分離して設けられたものに淵源し、それが明治十年四月十二日、それまでの文部省直轄から東京大學に附屬することとなつて、東京大學豫備門と改稱された。小林はこの豫備